

令和6年度高砂市たかさご未来資産を貯めようプロジェクト提案型実証事業募集要項

1 目的

高砂市（以下「本市」という。）の課題の解決と市民等の心豊かな暮らし及び住みやすいまちづくりの更なる向上並びに未来技術を活用した新しい地方創生の実現を図るため、令和4年度に内閣府から「未来技術社会実装事業」として選定された「たかさご未来資産を貯めようプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）」について、市全域をフィールドとした実証事業を公募し、それらを支援することで、本プロジェクトの社会実装につなげることを目的とします。

2 本市の現状とこれまでの取組

本市の現状及び未来技術社会実装事業における取組状況については、以下の本市公式ホームページにて公開しております。疑義等ありましたら、取組の趣旨や経緯等について説明いたします。

https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/seisaku_keikaku/2/miraishisan/8147.html

3 件名

高砂市たかさご未来資産を貯めようプロジェクト提案型実証事業業務委託

4 実施概要

本プロジェクトの社会実装につながる先進的なデジタル技術を活用した実証事業を公募し、本市は事業者提案の内容を審査し、採択された事業者（以下「採択事業者」という。）に対し、実証事業を行うフィールドを提供すると共に、実証事業に係る広報等のPR作業、関係機関との調整など、可能な範囲において伴走型支援を行います。

5 履行期間

原則、契約締結の日から令和7年3月31日まで

（履行期間は協議の上、変更することができるものとします。）

6 採択数

2件

7 実施内容

実証事業テーマ「コミュニティをよくする活動促進サービス」

①デジタル地域ポイント事業

②地域活動支援事業

「脱炭素行動の促進」かつ「地域コミュニティの活動促進」に寄与するテーマとし、デジタル地域ポイント等のサービスについて、実証事業の概要やスケジュール等をご提案ください。

(例：デジタル地域ポイントを活用した SDGs 促進に関する取組、地域コミュニティの運営効率に関する取組 等)

対象外とする提案の条件

- ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあると認められるもの。
- イ 本市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はこれらのおそれのあるもの。
- ウ 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助成し、又は圧迫し、若しくは干渉する目的を有するもの。
- エ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者が関与するもの。
- オ その他市長が不相当と認めるもの。

8 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

- ①デジタル地域ポイント事業 1,000,000 円
- ②地域活動支援事業 800,000 円

9 実施方法

(1) 実施スケジュール

実証事業は、下記スケジュールでの実施を予定しています。

募集要項の公表	令和 6 年 4 月 2 日（火）
質問の受付	令和 6 年 4 月 2 日（火）から 4 月 9 日（火）17 時まで
質問に対する回答	令和 6 年 4 月 10 日（水）から同月 12 日（金）17 時まで
企画提案書等の受付	令和 6 年 4 月 15 日（月）から同月 19 日（金）17 時まで
審査委員会の開催	令和 6 年 4 月 26 日（金）
実証事業採択	令和 6 年 5 月上旬（予定）
実証事業契約締結	令和 6 年 5 月下旬（予定）
実証事業実施	令和 6 年 8 月から 11 月下旬（予定）
効果検証審査	令和 6 年 12 月下旬（予定）
審査結果発表	令和 7 年 1 月中旬（予定）

(2) 提出書類

提案者は、受付期限までに以下書類を作成し、データにて提出してください。

「ウ」は、指定様式にて作成してください。提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨としてください。また、「エ」は、MP4形式等のWindowsOS搭載端末で再生できるファイルとしてください。動画以外のデータファイルは、Microsoft製品及びAcrobat Readerにて参照可能なデータ形式としてください。

ア 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、原則4枚までとします。企画提案書に付随する製品カタログ、パンフレット等があれば、提出してください。この場合、企画提案書の用紙枚数には含みません。

企画提案書に記載する内容は、別表に記載の審査項目を基本にし、スケジュール、取組内容や他自治体との取組事例等を記載してください。また、評価指標（KPI）の案もあわせてご提案ください。

- ・企業概要及び導入実績
- ・提案に関する基本的な考え方
- ・提案内容の実現性
- ・機能の拡張性

イ 実証事業における見積書（任意様式）

ウ 実装時における5年間経費の見積書（様式第1号）

エ プレゼンテーション動画（20分以内）

(3) 質問方法及び提出方法

ア 質問方法

下記フォームから質問してください。質問に対する回答については、4月12日（金）17時までに本市ホームページに掲載します。

問合せフォーム <https://logoform.jp/f/CgJix>

ホームページ

https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/seisaku_keikaku/2/miraishisan/10392.html



イ 提出方法

下記フォームから提出してください。なお、プレゼンテーション動画については、電子媒体（DVD-R）に格納し、正本1部、副本1部を作成し、「11 連絡先」に記載の担当宛てに郵送してください。

提出フォーム <https://logoform.jp/f/xFgTQ>



(4) 提案審査

提案内容について、本市提案型実証事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において別に定める審査評価表に基づき、企画提案書の書類審査、プレゼンテーション動画、オンラインでの質疑応答により審査を行います。

(5) 審査基準

- ア 審査委員会の評価した点数の合計によって行うものとし、審査項目及び配点は審査評価要領に定めるとおりとします。
- イ 実証事業の品質確保を図るため、評価の合計点が60%未満だった場合は失格とします。

(6) 実証事業実施に係る候補者の選定及び選定結果の公表

本市は、審査委員会の審査結果を受け、第1順位候補者（優先候補者）及び第2順位候補者（次点候補者）を選定します。

選定結果は、すべての提案者に文書で個別に通知するとともに、本市ホームページにて公表します。なお、審査結果に関する一切の事項について、質問、説明要求、異議申し立ては受け付けません。

(7) 実証事業の契約

選定結果の公表後、契約締結に向けた手続きを行います。第1順位候補者と契約締結に至らなかった場合は、第2順位候補者と手続きを行うものとします。

また、契約締結にあたっては、以下に記載の資格確認書類を本市に提出するものとします。

(資格確認書類)

- ア 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - イ 決算報告書（財務諸表） ※1
 - ウ 誓約書
 - エ 国税の納税証明書（その3の3） ※2
 - オ 市税完納証明書 ※2、※3
- ※1 直近のもの
※2 募集要項の公表日以後に発行されたもの
※3 本市に納税義務があるものに限る

(8) 実証事業の実施

ア 実証事業の実施

採択事業者は、実証事業を実施するとともに、以下のことについても対応するものとし、本市と協議すること。

- ・本市未来技術地域実装協議会への参加、発表、質疑応答
- ・本市未来技術社会実装事業推進本部への参加、発表、質疑応答
- ・本市たかさご未来資産を貯めようプロジェクト支援業務委託事業者との定例会への参加、進捗状況・課題等の報告、実証事業で取得したデータの提供、成果評価分析への協力

イ 事業の中止

本プロジェクトの目的から逸脱し、本市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、実証事業を中止していただくことがあります。

(9) 事業実施の完了後

実施報告書の提出

採択事業者は、実施報告書を事業完了の日から 3 週間以内に本市に提出してください。

- ・結果報告書（原則 4 枚）は、実証事業概要、実証事業内容（KPI）、実証事業結果、評価としてとりまとめ、提出してください。結果報告については、結果報告書を基に、高砂市未来技術地域実装協議会等にて、採択事業者から報告していただきます。
- ・詳細結果報告書（枚数指定無し）は、アンケート結果等を含み、結果報告書を取りまとめた、根拠データ等を記載したものをすべて提出してください。

(10) 効果検証審査

審査委員会において実施報告書の内容に基づき個別に審査を行います。

10 留意事項

(1) 資格条件等

ア 提案者の条件

- ・実証事業を自ら実施できる企業、研究機関、団体等（以下「企業等」という。）であること。
- ・法人格を有していること。
- ・提案者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にするものとします。

イ 事業者の除外要件

次のいずれかに該当する者は実証事業に参加することができません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
- ・ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者。
- ・ 国税（法人税及び消費税をいう。）、地方消費税及び本市が賦課する税について滞納していないこと。

(2) 本市による支援（広報等、市民への説明・理解）

実証事業の実施について、本市ホームページ等で周知をするものとします。

(3) 提出書類等の取扱い

- ・ 提出する書類作成に係る費用は、提案者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- ・ 提出する書類に虚偽の記載をした場合、提出された提案書は無効とします。
- ・ 提案にあたって、知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供しないようにしてください。

(4) 法令等の順守

提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは採択事業者に帰属するものとします。

11 連絡先

〒676-8501

兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

高砂市政策部経営企画室企画課

担当：植月 北野

電話：079-443-9007（直通）

メールアドレス：tact2110@city.takasago.lg.jp

(別表) 審査評価表

審査項目	評価の視点	配点
企業概要及び導入実績	・ 会社概要及び導入実績について	10
提案に関する基本的な考え方	・ 実施方針、実施体制及び緊急時の体制について ・ 本市と提案者の役割分担について ・ 情報セキュリティ対策について ・ 本市職員への説明または研修について	20
提案内容の実現性	・ 実現可能な取組内容について ・ 独自の取組内容について ・ 市民等への周知方法について	30
機能の拡張性	・ 機能のバージョンアップへの対応について ・ 機能の拡張性及び拡張費用について	20
見積額の経済性	・ 実証事業及び実装に係る経費について	20